## 改曆問題について會員諸氏の注意を促す

## 會長 理學博士 山 本 一 清

この頃、世間で、チョイ・チョイ改暦問題の論議が行はれることは、慧眼なる 會員諸氏の承知してゐられる所であらうと思ふが、かうした論議に對しては、 吾が會員諸氏は、平素から天文研究者の立場に立ち、最も正しい見識を以て、 世論を指導して頂きたいと思ふものだから、茲に一筆ものする次第である。

そもそも現在全世界に行はれてゐる曆法は、言ふまでもなく"グレゴリオ曆" と呼ぶ太陽曆であつて、1582年にローマ法王グレゴリオ第十三世の時代に定め られて以來、漸次、各國が採用し、我が日本では明治三十三年以來採用)、最近 には世界の殆んど全部の國家が、摹つて用ひてゐるものである。

ところが、此の現行の"グレゴリオ暦"には若干の缺點があるので、何とか 之れを改良したいといふ意見が、いろいろの人々によつて發表されてゐる。之 れは誠に尤もな話であつて、どうせ、人が作つた暦だから、歴史上、今までに も各國各地で幾度も改暦といふことが行はれた如く、今後も、亦、幾ら改良し て見ても、まだ其れ以上に、幾らでも缺點が發見されるだらうし、從つて、改 暦を試みる人のタネは盡きないに、きまつてゐる。

しかし、かうして幾年たつても改暦者のタネが湿きないといふのは、それは 言はゞ"理窟"であつて、實際問題としては、"原則として、曆は出來るだけ、 變更しない方が好い"といふ一面があることを忘れてはならない。

それで、かうした學界俗界の機運を見て、先づ1910年以來、國際商業會議所が動き出し、其の結果、1919年白國ブリュセル府に開いた國際學術研究會議の天文部內に改曆委員會が設けられ、専門曆學の立場から研究が行はれ、次いで1922年伊國ローマで開かれた國際天文同盟の創立總會に於いて、天文學的な改曆草案が決議され、それが國際聯盟の手に移された。(此の草案中には、冬至を跋首にすること、一年を12ヶ月に均分し、年末に((閏年には六月末にも))七曜以外の一日を置くとと等が示されてゐる。) こゝに於いて、二十餘年來、スヰス國ジュネーヴに本部を置く國際聯盟では、正式に改曆に乗り出すことになり、先づ、1923年、世界各國の人々から自由な改曆案を募集したのである。そこで各國でも"改曆委員會"が設けられ、各國各地の立場から、種々の改曆案が募られた上、1926年、それをジュネーヴに持ち寄り、それから、國際聯盟の中の"改曆委員會"の議にかけられた上、次項の二つの案が最も安當なものとして今後の論議に上すことゝなり、改めて、加盟各國內の"改曆委員會"の意見を徵することゝなつた。

- 第1**案** 一年を91日づ $_{1}$ の四季とし、全體を12ヶ月にするほか、年末には(関年には六月末にも) 無週日を1日置くこと。
- **第2案** --年を28日づいの13ヶ月とし、年末に(閏年には六月末にも)無週日 を1日置くとと。
- 即ち, 現行暦の缺點としては,
  - イ. 各月の日數が均等でないこと,
  - □. 豚日と週日とが全く無關係であること
- の二つのみを此の際に改めること」し、其の他、
  - (1) 年の初日を移動させること.
  - (2) 一年の永さ (365.2425) を改良すること.
  - (3) 週日制を改良又は廢止すること.

等々,いくらでも其のほかに改良したい點はあるけれど,皆之れ等は取合はない態度に出たのである。

さて、國際聯盟では、いよいよ1931年十月の委員會で、上記の改曆案の何れかを決議する豫定で、各國からの意見書も大體提出ずみであつたのだが、急に或る都合によつて、委員會の決定を無期延期にして了つた。それから今日まで何の音沙汰も無い。

國際聯盟が、一體、何故に1931年の秋の委員會に之れを決定しやうとしたかを言ふと、之れは、現行曆に據ると、1933年の一月1日が日曜日に當るものだから、此の1933年から新曆を實行しやうといふ腹があつたのである。ところが都合によつて1931年の委員會が御流れとなつた」め、1933年から新曆實行の運びには至らなかつたが、其の次ぎに、一月1日が日曜日となる年は1939年である。しかるに聯盟の內外多事のため、又々、此の1939年に新曆實行の時機も失して了つた。こんなわけであるから、聯盟にして、今尚低改曆の責任と熱心とを持ち合はせてゐるならば、次ぎに一月1日が日曜日に當る年は1950年であるから、此の1950年から愈々新曆を實行するやう、おくれないうちに、委員會を取り纒め、全世界の各國各方面の輿論を一致させるやう、動き始めるだろうと思はれる。

改曆運動の現狀は、ザッと上述の通り、もつと詳しいことは"天界"第122、124、125、126、130の各號に、どつさり記してあるから、見て頂きたい。

さて、この改
居問題について、吾人が是非一
應承知して置かねばならないことは、

A) 改良されるべき"グレゴリオ暦"にも、缺點ばかりではなくて、幾多の長 所があるといふ事實である。殊に其の中の最も重大なことは、今日、世界の 殆んど全部の國が現に之れを採用してゐる事實である。(吾々の知る限りで

- は、タイ國とソ聯國では数年前からグレゴリオ暦に若干の修正を施した. 即ち、タイ國では四月1日を毎年の初めとし、又ソ聯國では七曜週を廢した. しかし、之れがため、國際關係上からは、自他共に非常な不便を感じてゐる.) 從つて、こんどの改曆が行はれる場合には、全世界の文化國が皆一致して其れを實行しない限り、たとひ些細な點に於いて多少の改良はあつても、之れを大局から見て、國際的には却つて不便なものに曆が堕落すること」なるを 現れない意味に於いて、之れは改良では無くて、むしろ改惡と言ふべきか! 此の點は、識者の深く注意すべき所である.
- B) 上記の如く、過去十數年にわたり、天文曆學の權威者や、世界の爲政家たちが、一通り、研究すべきは研究し、調査すべきは調査し、充分に談合の結果、最後の段階として、今日、世界の公民の面前に於いて論議の爼上に上つてゐる改曆案は卽ち所謂"世界曆"と"十三ヶ月曆"と、二つきりであるととを記憶しなければならない。此の二種以外の、如何なる改曆案も、今は全く世界人の論議の對象となる時期と資格とを失つたのであつて、それでも尚に强いて第三第四等の新案を提唱するものは、權威者の決定した事柄に對して、言は:"横車を押す"の亂暴と愚擧に類するわけである。
- C) 繰り返すととになるが、尚ほ念を入れて茲に注意すべきととは、唇面から 七曜週を廢止したり、"立春"や其の他の日を新しく年首にするといふやうな 事は、今までの諸方面に於ける權威者間の論議を經た結果として、現今の改 暦原案中には全く棄てられ、既に無視されるに至つたものであるから、今再 び此等の點を主題とするととは、亦、暴に非ずんば、愚であると言ふべきで あらう。(さきに、1922年の會議に於いて天文曆數家たちが示唆した"冬至" 歳首案でさへ、國際聯盟の委員會では採擇しなかつたといふ事情など、深く 味はふべき點であると言つて好からう。)
- D) 昔時と違つて、今日は、暦法といふべきものが世界生活上の共通の問題であつて、決して一國一地方の都合のみによつて論ずべからざるものである點を、人々は特に注意しなければならない。東西兩洋にわたる世界の文化史上から見て、今日は、言語や宗教や諸種の技術は言ふまでもなく、藝術や道徳思想でさへ、尚ほ完全には國境を超越し得ない時代であるに引きかへ、ひとり曆法だけは、各國が勇敢に幾多の難關を突破して、殆んど除外例もなく、近年は、事實上、皆一致してグレゴリオ曆を採用するに至つたことは、國際文化聯合上に於ける實に奇蹟的の一例と見做すべものとして、之れを古今中外に通じ、現代人の貴き誇りとして差支へなきものである。故に、今後、此の曆法を改める場合には、全世界が"滿場一致"して之れを改める以外に、道は無いのである。從つて、上記の如き國際聯盟提唱の二つの改曆案の責任

者は勿論のとと、尙ほ、萬一之れ等以外の、第三第四等の改曆案を提出する 人士も、必ず其の提案が、世界の一局部(例へば、東亞とか、米洲とか、ソ 聯とか)のみに實行せらるべきやうな小規模の改曆ではなく,是非,全世界 を說得し、之れを實行せしめるだけの理想と見識と自信とを以つて主張を貫 くための勇氣と沓格との持ち主でなければ、要するに、世の俗衆にとびて、 一時の虚名を博せんとする徒輩と類を同じくせんのみである.

E) 尚ほ、序でながら、自分は茲に天文曆學の専門家及び世の特別な識者の一 顧を煩はしたいことがある。それは、改曆事業に對する所謂"專門家"の立 場と、世の一般大衆の立場とに關する考慮である。言ふまでもなく、世界の 各國各地に於いて、"編曆"或は"造曆"の事業は、之れ全く専門家の技能に 待つべきものである. しかしながら、 暦法の取捨や、 改暦の可否を目的とす る論議は、決して"専門家"のものでなくて、是非、一般大衆が其の論議の 主人役でなければならぬ、言ひ換へれば、改暦案の研究や提案や其の説明は 専門家に委ねても差支へない所であるが、しかし専門家は決して此の範圍を 越えて、自己の意見を主張し、又は大衆の輿論を指導してはならない。何と なれば、およそ、世の賢愚上下貴竷の差別なく、總ての人々は曆と無關係に 生活は出來ない。即ち,實際の社會生活上から見ると,曆は即ち"一般大衆 のもの"であつて、決して"専門家の専有物ではない"。從つて、暦法の決定 は、一般大衆が自己の生活プログラムを規定するといふ資格を以つて行ふべ き權利を有つてゐるわけであつて、斷じて"專門家"の指導に盲從すべきも のではない、此の事實を雄辯に裏書するものは、前記した如く、改曆案の最 初は、1922年,先づ國際天文同盟の中の最も權威づけられたる曆法委員會に 於いて、専門的に研究せられ、そとで一旦議決された改曆原案が、次ぎに國 際聯盟に移されたことである.即ち,天文家の使命は茲に終りを告げ,其の 決議事項が國際聯盟に移されると共に、天文同盟内の曆法委員會は潔く解散 して了つた、この事實は、"専門家"が其の技術的責務を超えて、世人の指導 にまで乗り出すべきものでないことを明らかに示してゐる。國際聯盟そのも のは、勿論、一つの政治團體であり、又は廣い意味の文化團體であつて、決 して暦學の専門家の團體ではない、即ち、彼等は世界の一般大衆(學術上か ら見て)の代表者であり、從つて、當然、改曆問題は彼等が主人役たるべき 問題である。故に、彼等が一旦"専門家"たる國際天文同盟の曆法委員會か ら決議案を正式に 受領した以上は、(原案の意味が 不明の場合に、其の疑點 を専門家に聞き正す以外) 全く自由に自己の立場に於いて之れを論議し、尚 は、改めて全世界の大衆へも重ねて附議し、意見を微してゐるのであつて、 其の結果、(冬至を歳首とするといふ如き"専門家"の提案さへも一蹴して) どこまでも、大衆の立場から獨自の改曆原案を、終に二種類だけ決定したのである。しかも、彼等(國際聯盟者)は、其の地位によつて横暴な態度を取ることなく、全世界から集つた無慮百有餘の改曆案により、現行曆の幾多の缺點の中から、熟慮の上、最小限度の改正を施すといふ謙遜な態度に終始したことは、實に立派な紳士的態度と言はねばならぬ。

一一因みに、最近、一新聞紙上に於いて、京都の東方文化研究所員N氏等が所謂"東亞の新秩序"建設の時流に乗つて、一新改曆案を提唱しつ」あるとの記事を見、自分は些か不審の點を感ぜざるを得ない。 尤も、單なる新聞紙上のニュースであるから、氏等の主唱する説が如何なる内容のものであるか、確かめてからでないと、うつかり批評も出來ないわけであるが、怙く同紙上に散見する所を拾つて見ると、前記の國際聯盟提上の"十二ケ月案"を骨子とし、佝促其の上、立春を竣首とすること、及び、七曜週を廢止することによつて、頗る"東亞式"な新曆を目標としてゐるのだといふ。

自分が不審に思ふのは、此うした改良の些事についてよりも、むしろ、主唱者 N 氏等の態度そのものである。 そもそも N 氏は暦學及び曆學史の専門家である。 故に、曆が何ものであるか, 其の素材が如何なるものであるかといふことを充分に辨へてゐるばかりでなく、近年、國際天文同盟乃至國際聯盟等の努力を通じて動きつ」ある改曆運動の詳細も一應知つてゐる筈であり、尙ほ、此等の問題に關連して、天文曆學家たるもの」地位、資格、責務等の認識も充分あること」思ふ。若し此うした認識が充分ある場合には、突如として上記の新聞記事の如き說を主張せられることは、萬々あり得べからざる所と自分は思ふ、恐らくは、氏に面會した新聞記者が問題の要點を誤解し、只、單に一般讀者の眼をひくための下品なジャーナリズムに迷はされた結果、岡らずもN氏等に迷惑を及ぼしたものであらう。

しかしながら、改暦のことは、決して消えたものではなく、近い將來に於いて、必ず國際聯盟の手によつて再び世界の輿論に訴へ來るのであるから、吾が 會員諸氏は、決して之れを忘れることなく、他日いよいよ之れが世論に現はれて來た場合に、正しい判斷力を以つて、是非、一般社會の人々の意見を良く指導してやつて頂きたい心から、上述の論を筆にした次第である。

序でに、今日"國際聯盟"といふ名は、我が國の人々の腦裏には誠に影の淡いものとなつてゐることは事實である。しかしながら、其の原因は、言ふまでもなく、さきの滿洲事變に對する聯盟の認識が不充分であつた所から、遂に我が國が脱退するに至つた事狀によるのであつて、全くこれは政治上の問題である。從つて、政治とは別問題の改曆法等についてまで、聯盟と其の動きを毛嫌ひするが如きはフェアでないと自分は思ふ。世界文化の進展のために、聯盟に採るべきは採り、教へるべきは教へて、然るべきものと自分は思ふ。(1939—11—30)